

※太枠内をすべて記入し、申請地範囲のわかる地図を添付して下さい。

下記のとおり回答いたします。

※注意事項

文化財保護法の規定に基づき(民間開発の場合、着工開始60日前までに)

- 「遺跡地外(試掘調査対象)」は試掘調査を行います。「試掘調査依頼書兼発掘承諾書」を提出してください。

・この物件についてお問い合わせの際は、下記「受付No.」をお申し出ください。

受付No.